

第59回議会運営委員会記録

令和5年10月20日

【開催日】 令和5年10月20日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時40分

【出席委員】

委員長	大井淳一郎	副委員長	宮本政志
委員	伊場勇	委員	森山喜久

【欠席委員】

委員	笹木慶之		
----	------	--	--

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
委員外議員	恒松恵子	委員外議員	中島好人
委員外議員	山田伸幸		

【執行部出席者】

総務部長	辻村征宏		
------	------	--	--

【事務局出席者】

局長	河口修司	局次長	中村潤之介
議事係長	山田寿実子	議事係主任	岡田靖仁

【審査内容】

- 1 「陳情書（議会活動の正常化を求める陳情）」について
- 2 令和5年第3回（10月）臨時会に関する事項について

午前10時 開会

大井淳一郎委員長 おはようございます。ただいまより第59回議会運営委員会を開会いたします。お手元にあります付議事項に従って進めてまいります。なお、本日は一般傍聴者の撮影申請がありますので、これを許可したいと思います。それから、本日、笹木委員が疾病のため欠席ですの

で、会派至誠一心会の恒松議員の委員外議員としての出席を認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは恒松議員、お座りください。

（恒松恵子議員 着席）

大井淳一郎委員長 それでは付議事項1、陳情書（議会活動の正常化を求める陳情）についてです。この点について確認しておきたいことがございます。要は、政党機関紙の購読勧誘の実態です。過去、現在等の実態、あるいは市役所庁舎内にある職員以外の立入禁止区域に入って、新聞赤旗の購読勧誘、配布、集金等を行っていたかどうかについての事実確認をしたいと思います。これにつきまして、本日は総務部長に出席していただいておりますので、よろしく願いいたします。まず今の2点について、答えられる範囲で答えていただければと思います。よろしく願いいたします。

辻村総務部長 2点についてですね。1点は・・・

大井淳一郎委員長 失礼しました。一つ一つ聞きましょう。議員による政党機関紙の購読勧誘が、職員に心理的圧迫を与えている、あるいは与えていたという、また、職員の業務を中断させているという調査結果があるということについて、重ねてになるとと思いますが、まず答弁していただければと思います。

辻村総務部長 調査結果があるとは、アンケートの回答の話でしょうか。（うなづく者あり）それでは、アンケートに基づいて、まず政党機関紙の購読勧誘はあったと確認しておりますし、多くの職員が勧誘時において心理的な圧力を受けていると回答したことは確認しております。

大井淳一郎委員長 庁舎管理規則との関係ですが、令和4年度までは庁舎管理

規則第7条の許可を得ていなかったということは間違いないでしょうか。

辻村総務部長 4月以降は出していただいていますけども、それ以前については、出ていたかどうかの確認は取れていないということです。

大井淳一郎委員長 今年度からそのように許可したということですが、これについては守られていると理解してよろしいでしょうか。

辻村総務部長 4月以降については、特にそういった報告を受けていないことから、ないものと理解しております。

大井淳一郎委員長 それから、もう1点です。過去に、共産党議員団2人が市役所庁舎内にある職員以外の立入禁止区域に入って、しんぶん赤旗の購読勧誘、配布、集金等を行っていたかについてです。これについて説明をお願いします。

辻村総務部長 過去については、立入禁止区域に入られて、販売というか、配布や集金をされていたことは確認しております。勧誘については分かりません。

大井淳一郎委員長 過去の話なのでなかなか確認が難しいかもしれませんが、職員から、「ここには立ち入らないでくれ」など制止した実態はありましたか。

辻村総務部長 そういうことを言ったという話は聞いてはおりません。

大井淳一郎委員長 現在は立入禁止区域内に入ったという事実は認められないという理解でよろしいでしょうか。

辻村総務部長 4月以降は、そういったことは聞いておりません。平成28年

から立入禁止区域を設定したと理解しております。当初、議会にもその旨は示していたとは思いますが。

大井淳一郎委員長 分かりました。私からは以上ですが、皆さんからはいかがですか。何か聞いておきたいことなどあればお願いします。

伊場勇委員 先ほど、職員が心理的な圧力を感じているということがアンケート調査で分かったとおっしゃいました。また、勤務時間中に政党機関紙に関する行為を受けることで、業務の中断を余儀なくされて、市民から疑念を抱かれるおそれがあると感じているということも、以前に執行部から答弁があったんです。これらの点は間違いないですか。

辻村総務部長 おっしゃるとおりだと思います。

大井淳一郎委員長 そのほか、皆さんからの質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは総務部長は、御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

（辻村総務部長 退席）

大井淳一郎委員長 それではここで暫時休憩したいと思います。

午前10時10分 休憩

午前10時16分 再開

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開します。付議事項1点目の続きでございますが、先ほど総務部長に対する確認が終わりました。それを受けて、そして、陳情書の項目に沿って、確認と議会運営委員会としての要請を行い、それに対する共産党議員団の対応について答えていただきました

いと思いますので、本日は、委員外議員として共産党議員団2人をお呼びしております。中島議員と山田議員に委員外議員として出席していただきますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは2人とも御着席をお願いします。

（中島好人議員、山田伸幸議員 着席）

大井淳一郎委員長 それでは確認事項は大きく分けて四つありますので、一つ一つ確認してまいります。まず1点目です。令和4年度までは、庁舎管理規則第7条の許可を得ていなかったけれども、令和5年度からは当該許可を得ていると。そして、議員による政党機関紙の購読勧誘が職員に心理的圧迫を与えており、また、職員の業務を中断させているという調査結果があることを先ほど総務部長から確認いたしました。そこで議会運営委員会といたしましては、政党機関紙の購読勧誘に当たっては、引き続き庁舎管理規則を遵守すること、また、職員に対しては、一層の配慮を具体的に行うよう求めたいと思います。これに対して、共産党議員団の対応を答えていただければと思います。どのようにされるかということですが。

中島好人議員 私もかなり長年購読等を進めてきたんですけども、やはりこういう指摘を受けたならば、そういう対応もきちんとしていかなければいけないと考えますので、先ほど2人で話し合っ、今後は何らかの形で、契約書などのようなものを作成して、本人の希望が入るような措置を取っていきたいと思います。

大井淳一郎委員長 この点についてですが、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、2点目です。明るいまちに事実確認をしていない記事とか個人を誹謗中傷するような記事などが掲載されているとの指摘が陳情者からあります。議会運営委員会としての要請ですが、記事を書くに当たっては、必ず事実確認を行うべきこと、記事の内容が

しております。これについて、議会運営委員会といたしましては、今後は土地の所有者等の承諾なしに街宣活動を行わないよう求めたいと思いますが、それに対する共産党議員団の対応についてお答えください。

山田伸幸議員 そういったことは、これまでもあったわけですけど、今後については、土地所有者の許可を得るなど適切な対応を心がけていきたいと思っております。

大井淳一郎委員長 以上4点についての確認、そして議会運営委員会の要請、共産党議員団の対応について答えていただきましたが、皆さんのほうでこれらの点について何か2人に聞いておきたいことはありますか。

宮本政志副委員長 確認させていただきたいのは、最初におっしゃったことで、読み上げるほうがいいかな。先ほど大井委員長が言われた、政党機関紙の勧誘に対して、具体的に配慮を求めますということに関して、中島議員がおっしゃったことなんですけど、今後は契約書の作成などの検討をきちんとしていかれると言われたと思うんです。もう一度確認させていただいていいですか。

中島好人議員 はい、そのとおりです。

大井淳一郎委員長 そのほかはありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、2人は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

（中島好人議員、山田伸幸議員 退席）

大井淳一郎委員長 ただいま、大きく4項目について、共産党議員団からの対応を聞きました。4項目とも何らかの改善をしていくということで、対応していただくということでございますが、これらの事柄に対しては、職員の心理的圧迫、庁舎内への立入禁止区域への立入りなど、その重要

性に鑑み、各事項の当事者である議員に対しては、改めて議長から注意を行っていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは議長、よろしく願いいたします。（うなずく者あり）それでは付議事項1点目、陳情書（議会活動の正常化を求める陳情）については以上といたします。それでは付議事項2点目、令和5年第3回（10月）臨時会に関する事項についての説明を求めます。

山田議会事務局議事係長 それでは、付議事項2、令和5年第3回（10月）臨時会に関する事項について、御説明します。（1）会期案についてから（7）議事議事日程案についてまでを一括で説明させていただきます。

（1）会期は、10月27日金曜日の1日としたいと思います。今回の議案については、資料1を御覧ください。人事案件が1件となります。今回の人事案件は、議会選出監査委員である岡山明議員の辞職により、市長から議長に対して選出依頼があり、これに対して笹木慶之議員を推薦したことを受けてのものになります。人事案件については、申し合わせ事項62及び63により行うこととなります。参考までに掲載しておりますので御覧ください。なお、通例では同意が得られましたら、その後挨拶をしていただいております。（2）付議事件の告示について、今臨時会の招集に当たっては、付議事件として、山陽小野田市監査委員の選任についてが告示されております。地方自治法第102条第4項において、「臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。」と定められておりますので、次第書にある、アからエまでの事項について、すなわち、常任委員の選任について、議会運営委員の選任について、議席の変更について、宇部山陽小野田消防組合議会議員の選挙について、市長に告示を依頼することになるかと思っております。（3）常任委員及び議会運営委員については、申し合わせ事項101による手続により、皆様の第1希望を取りまとめた結果、下記の表のとおりとなりました。本会議開会前に全議員に周知いたすこととなるかと思っております。（4）消防組合議会議員及び都市計画審議会委員については、常任委員が選任されれば、下記の表にあ

る常任委員会からそれぞれ選出していただくようになります。都市計画審議会委員については、現委員の任期満了まで改選しないことに決定しましたが、今後定める必要がありますので、参考までに掲載しています。なお、消防組合議会議員の選挙については、申し合わせ事項50のとおり、指名推選にて行います。(5)議席の変更については、申し合わせ事項13にあるとおり、委員の改選時に行うこととなっております。また、申し合わせ事項12-1で、「1番を監査委員とする」と、申し合わせ事項12-2で、「議会運営委員会で協議の上、決定すること」となっていますので、同意案件が議決された後に、本会議を休憩し、議会運営委員会を開催して協議していただくことになろうかと思えます。なお、実際に議席を変更するのは、通例では12月定例会からとなっております。(6)広報特別委員、広聴特別委員については、常任委員の改選に伴って変更が必要であるかどうかを御決定ください。(7)議事日程案については、資料2を御覧ください。本会議は10月27日金曜日となります。今臨時会は日程が複雑であるため、通常より詳細にお示ししております。午前9時から全議員に対して、常任委員、議会運営委員の調整結果を周知し、9時30分から全員協議会を開催します。10時に本会議を開会し、まず、会期の決定を行います。その後、常任委員、議会運営委員の選任を行い、本会議を休憩し、各委員会の正副委員長を互選します。その後、本会議を再開し、同意1件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決となります。これにより議席を変更する必要性が生じられると思われますので、本会議を休憩し、議会運営委員会を開催し、議席の変更について協議していただき、その結果を全員協議会で報告していただきます。また、全員協議会終了後、全議員に各委員会が選出した宇部・山陽小野田消防組合議会議員をお知らせします。その後、本会議を再開し、日程を追加し、議席の変更及び宇部・山陽小野田消防組合議会議員の選挙を行います。以上のような日程案を組んでおります。説明は以上となります。

大井淳一郎委員長 ただいま報告がございました付議事項2点目ですが、少し

分けていきましょう。まず（１）会期案についてですが、資料１にありますように監査委員の案件が上がっております。これについては、特に質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、（２）付議事項の告示についてですが、これについてもよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）こういった流れでいくということです。（３）常任委員及び議会運営委員ということで、こちらは各議員から希望を取って議長が調整された結果が出ております。こちらでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）（４）消防組合議会議員及び都市計画審議会委員についてですが、このような割り振りで決めたいと思いますが、よろしいですか。

宮本政志副委員長 先ほどの説明で、都市計画審議会委員について、現職の委員の任期は、１２月のいつまでか分かりますか。

山田議会事務局議事係長 １２月３１日までと聞いております。

宮本政志副委員長 ということは、任期満了まで改選しないということだから、産業建設常任委員会から３名出ているので、１２月定例会で、大まかに決めるという流れのほうがいいですか。

大井淳一郎委員長 各種委員の選出は、どのタイミングでやるのかということで、今回、仮に決めておくんですか。

山田議会事務局議事係長 １２月中に決めていただいて、任期満了後に書面を提出することになるかと思えます。

大井淳一郎委員長 １２月定例会で都市計画審議会のメンバーを決定するほうがきれいかもしれないですね。

中村議会事務局次長 条例上、都市計画審議会の委員の任期は２年となってい

ますので、恐らく推薦依頼が文書で来ると思います。1月1日から新しい委員の任期が始まるでしょうから、前後しないように推薦依頼が来て、こちらから推薦すると思いますので、そのぐらいまでに決まっておけば十分かと思います。

大井淳一郎委員長 都市計画審議会委員は12月定例会のときに決めましょう。それでは議席の変更についてですが、これについてはよろしいですか。会派ごとに割るということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）（6）広報特別委員、広聴特別委員についてでございます。これにつきまして、選出方法なんですけれども、常任委員と同じく各議員から希望を取って、議長が調整するというところでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように決定したいと思います。ただ、現在の特別委員の業務、議会だよりや議会報告会は、定例会が終わった後に、例えば、議会報告会では報告書をまとめるなどいろいろありますので、やはりこれは10月臨時会では変更せず、これも12月定例会で変更することになると思います。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、決定方法並びに決定の時期についてはそのように決定いたします。それから、（7）議事日程案について、資料2ですが、これについてはなかなかタイトなスケジュールと先ほど答弁があったと思うんですが、委員会室は第2委員会室しか使えないんですよ。

岡田議会事務局議事係主任 委員長がおっしゃいましたとおり、庁内の工事の関係で、通常二つある委員会室が一つしか使えなくなっております。

大井淳一郎委員長 ですので総務文教常任委員会が終わったら民生福祉常任委員会と、どんどん入れ替わり立ち替わりになります。皆さん、その旨を各会派に周知いただければと思います。この予定でいきます。続いて、付議事項3点目の全員協議会の開催についてはもう報告がありましたか。

山田議会事務局議事係長 全員協議会の開催につきましては、議運決定事項の

報告のため、10月27日金曜日、午前9時30分から開催したいと考えております。

大井淳一郎委員長 9時半に全員協議会ということでよろしいですね。付議事項4点目、その他ですが、委員の皆さんからは、よろしいですか。（うなづく者あり）事務局よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）議長、副議長よろしいでしょうか。

高松秀樹議長 全体的に言えることですが、委員会の議事録を精査する中で、誤りがある部分については、委員長で調整させていただくということでよろしいですか。具体的に言いますか。

（発言する者あり）

大井淳一郎委員長 中島議員が、特別職の地方公務員は〇〇〇〇〇〇〇〇といったところが誤りではないかという御指摘がありましたので、この辺を正した上で委員会記録を調整したいと思いますのですが、よろしいですね。（「はい」と呼ぶものあり）その辺りは一任いただければと思います。そのほかはよろしいですね。（「はい」と呼ぶものあり）それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉じます。お疲れさまでした。

午前10時40分 散会

令和5年（2023年）10月20日

議会運営委員長 大井 淳一郎